

令和8年8月20日

公 告

防衛省陸上自衛隊

弘前駐屯地業務隊長

中 津 政 文

(公 印 省 略)

陸上自衛隊弘前駐屯地における展示即売店の設置及び経営希望者を下記のとおり募集するので、説明会への参加及び関係事項を承知の上、応募されたい。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務件名（公募業種）

展示即売店の設置及び経営（スポーツ用品、アウトドア用品、衣料品、食品（野菜・青果物・パン類・スイーツ等）、時計、メガネ等）

(2) 業務期間（国有財産使用許可期間）

令和9年4月1日から令和10年3月31日

(3) 設置場所の所在地及び名称

青森県弘前市大字原ヶ平字山中18-117

陸上自衛隊弘前駐屯地（厚生センター1Fフロアー）

2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、展示即売店の経營業務の全てを自社で遂行できること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 募集要領及び仕様書並びに説明会参加申込書の配布

(1) 期 間

令和8年8月19日（水）から令和8年9月4日（金）

9：00～13：00及び14：00～16：00

※土・日・祝日を除く。

(2) 場 所

陸上自衛隊弘前駐屯地業務隊厚生科（弘前駐屯地厚生センター1F）

4 説明会の日時・場所等

(1) 日 時

令和8年9月9日（水）10：30～11：30

(2) 場 所

陸上自衛隊弘前駐屯地厚生センター1Fロビー・談話スペース

(3) 携行品

募集要領及び仕様書

(4) 応募事業者等説明会参加の申込み

参加希望者（各事業者等2名以内）は、別紙「展示即売店公募に係る応募事業者等説明会参加申込書」を令和8年9月8日（火）午後3時までに持参するか、FAX又は郵送（期日必着）により次項「問い合わせ先」まで送付すること。その際、申込書が確実に届いているかを必ず確認すること。

なお、やむを得ない事情により本説明会に参加できなくなった事業者等の方は、任意様式にて理由書（不参加の理由及び募集要領等の受領と内容確認した旨を記載し、登録印での証明のもの。）を提出のこと。（ただし、特段の理由等もない不参加又は理由書未提出の場合には、その時点で失格とする。）

5 問い合わせ先

(1) 住 所

〒036-8533

青森県弘前市大字原ヶ平字山中18-117

陸上自衛隊弘前駐屯地業務隊厚生科共済班

(2) 連絡先

電 話：0172-87-2111（内線371）

FAX：0172-87-2111（交換）（FAX内線379）

（交換手応答の切替式送信にて自動受信機能なし。）

担 当：高橋

別 紙

展示即売店公募に係る応募事業者等説明会参加申込書

令和 年 月 日

陸上自衛隊弘前駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

(フリガナ)
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

(フリガナ)
担当者役職氏名
電 話
F A X

当社（私）は、陸上自衛隊弘前駐屯地における展示即売店公募に係る応募事業者等説明会に参加いたします。

展示即売店応募業種名称（例：スポーツ用品販売、乾物販売等の業種を記入のこと。）

--

参加事業者等名簿（2名以内の参加とする。）

役 職 等	氏名（フリガナ）	車両番号(使用の場合)

※ 商号、代表者及び担当者氏名に「フリガナ」を、本申込書への押印は「登録印」を使用すること。（シャチハタ又は三文判等の押印は無効とする。）

また、車両使用による参加の場合には、車両移動を指示される場合があるので車両番号を確実に記載するとともに2名で来隊予定の事業者等については駐車場に限りがあるので乗り合い（同乗）を追求すること。